見守り支えあい事業



TOPICS

災害時要援護者の登録を受付けています

自治会や防災組織などにより、日ごろの見守りを通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導づくりの体制を整えるため、災害時要援護者となる人の登録を受付けています。(8頁の図)

登録の対象となる人

「ひとり暮らしの高齢者」や「重いしょうがいのある人」など、日常生活に手助けが必要な人や、避難をする際に支援が必要な人です。

- ▶災害が起きた時に避難情報が伝わりにくく、情報伝達に配慮が必要な人
- ▶避難したらいいかどうか自分で決められなかったり、避難の準備をひとりですることが難しい人など

登録方法

制度への登録を希望する人は「申請書」および「個人情報の取扱いに係る同意書」を市役所(高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、各支所福祉生活課)または社会福祉協議会(各支所含む)に提出してください。

▶希望する人には、申請書・同意書を送付しますので、 高齢福祉介護課(☎65-7789)または各 支所福祉生活課窓□へご連絡ください。

登録にあたって

この制度では、申請にもとづき登録者の支援に必要な事柄をまとめた「個別計画」を自治会で作成し、 この情報を自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者、市、社会福祉協議会が共有します。そのため、 登録を希望される皆さんには、あらかじめ情報の共有について同意をいただくことを前提にしています。

地域の見守り、避難支援について

登録者を支援してくださる人は、要援護者の日ごろの見守りをは じめ、避難情報の伝達や支援体制の確認をしてくださる人です。な お、登録者への支援については、その責任を課すものでなく、善意 による地域活動を行っていただくものです。

★普段から、あなたも私も『ご機嫌いかが』の声かけや目配りを★



問高齢福祉介護課〈災害時要援護者支援班 要援護者支援登録担当主管課〉(☎65-7789)

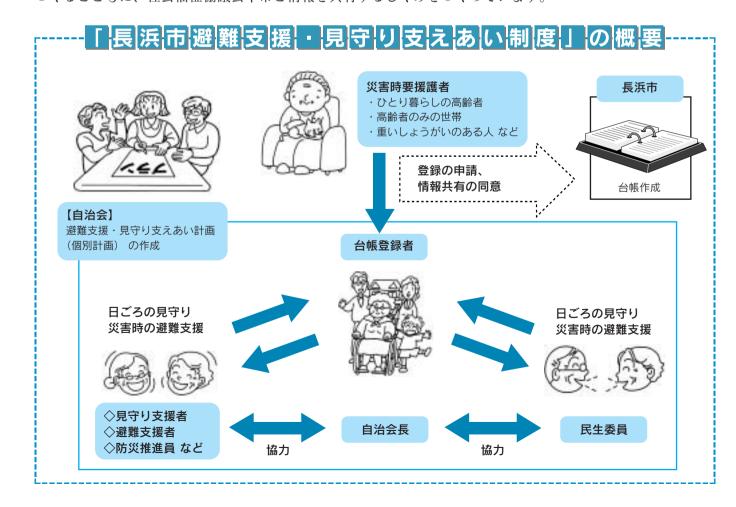
長浜市避難支援。見守リ支えあい制度

~地域で支える 避難支援と日ごろの見守り~ 「イツモ」のつきあいが「モシモ」に活きる!



3月に発生した東日本大震災は、あまりにも大きい被害をもたらし、今も多くの被災者が厳しい生活を送っておられます。災害はいつ起こるかわからず、被害を抑えるには万が一に対する備えが重要です。

普段から各自治会では、地域の支えあいを基本とした見守りや声かけなどの、さまざまな取り組みをしていただいています。このような日ごろの積み重ねが、すべての人の明るく元気な生活の一助となり、ひいては災害など非常時の迅速な避難支援につながります。また、市においても、きめ細やかな見守りや避難支援をすすめるため、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」として、ひとり暮らし高齢者やしょうがいのある人からの申し出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんの連携による地域での支援体制をつくるとともに、社会福祉協議会や市と情報を共有するしくみをつくっています。



9 広報ながはま 2011年7月